平成27年4月スタート！

子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を進めていく『子ども・子育て支援新制度』が、平成27年4月から全国的にスタートします。

新制度に移行する保育園や幼稚園などを利用する場合支給認定を受ける必要があります

新制度に移行する保育園や幼稚園などを利用する場合、**支給認定**を受ける必要があります。継続・新規に関わらず、入園申し込みのときに一緒に申請してください。

認定区分	対象年齢	希望する教育保育の形態	主な利用施設
1号認定（教育標準時間）	満3歳以上	教育を希望する	幼稚園 認定こども園
2号認定（保育標準時間）（保育短時間）	満3歳以上	**保育の必要な事由**に該当し、保育園等での保育を希望する	保育園 認定こども園
3号認定（保育標準時間）（保育短時間）	満3歳未満	**保育の必要な事由**に該当し、保育園等での保育を希望する	保育園 認定子ども園 小規模保育施設

※公立保育園（ひまわり保育園含む）の利用を希望する場合は、教育振興課幼保支援班で手続きをしてください。幼稚園・認定こども園・小規模保育施設の利用を希望する場合は、各施設に直接お申し込みください。

保育園などで保育を希望する場合『保育の必要な事由』に該当することが必要です

①月48時間以上の就労
②妊娠、出産　③保護者の病気、障害　④親族の介護・看護
⑤災害復旧活動　⑥求職活動　⑦就学など
ただし、期日のある事由や②⑥は期限があります。

認定こども園とは？
教育・保育を一体的に行い、保護者が働いているかどうかに関わらず利用できます。

小規模保育施設とは？
少人数（定員6～19人）を対象に行う保育施設です。

保育標準時間とは？
保護者のいずれもがフルタイム勤務（基本的に週30時間・月120時間以上）の想定で、利用可能時間は最大11時間です。

保育短時間とは？
保護者のいずれかが、パートタイム勤務（月48時間以上120時間未満）の想定で利用可能時間は最大8時間です。

支給認定の期間は？
認定は3年間です。ただし2号・3号認定の方は、保育の必要な事由に該当しなくなったときは、支給認定が取り消されますので、ご注意ください。また、就労時間や事由に変更があったときは変更申請をする必要があります。

【問い合わせ先】
教育振興課幼保支援班
☎53－1088

保育園児募集

平成27年度に保育園へ入園を希望する児童を募集します。

対象児童

新制度認定区分の2号・3号認定を受け、原則香美市在住で、住民登録している児童。

受付場所

教育振興課幼保支援班　☎53－1088
教育委員会香北分室　☎52－9287
教育委員会物部分室　☎52－9290

受付期間

1月8日(木)～22日(木)
8時30分～17時15分　※土・日・祝日除く

◆受付時間の延長について
教育振興課幼保支援班・香北分室では、1月8日（木）・15日（木）は、19時まで受付時間を延長します。

入園申込書について

申込書等一式は、12月4日（木）から左の受付場所のほか、繁藤出張所・各保育園・子育てセンターなかよし・子育てセンターぴらふで配布します。なお、現在入園している児童には保育園で配布します。

また、平成27年度から、保育の必要性について認定が必要になるため、**認定申請書**もお渡ししますので、申し込みの際に申請してください。

保育園の利用料が変わります

保護者の所得に応じた国の基準を上限として、今年度末に決定します。

なお、保育の利用時間区分や延長保育の有無などにより、金額に差が出る可能性があります。

平成27年度の募集保育園

保育園名	定員	保育時間	年齢
なかよし保育園	200	（月～金）7：30～18：30 （土）7：30～12：30	0歳～5歳 （0歳児は2カ月以上）
あけぼの保育園	210	（月～土）7：00～19：00	0歳～5歳 （0歳児は2カ月以上）
片地保育園	60	（月～金）7：30～18：30 （土）7：30～12：30	1歳～5歳
新改保育園	60		
若藤保育園	30	（月～金）8：00～16：30 （土）8：00～12：00	3歳～5歳 （年度途中でも3歳になれば入園可）
美良布保育園	145	（月～土）7：30～18：30	0歳～5歳 （0歳児は2カ月以上）
双葉保育園	30	（月～金）7：30～18：00 （土）美良布保育園で合同保育	1歳～5歳
大栃保育園	60	（月～金）7：30～18：30 （土）8：00～12：00	0歳～5歳 （0歳児は6カ月以上）
ひまわり保育園（私立）	80	（月～金）7：00～18：30 （土）7：00～18：00	0歳～2歳 （0歳児は産休明けから）

※保育時間は、延長保育時間を含みます。また、定員は変更することがあります。